

松江市PTA連合会 会則

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 役員（第6条－第14条）
- 第3章 会議（第15条－第32条）
 - 第1節 総会（第15条－第23条）
 - 第2節 理事会（第24条－第26条）
 - 第3節 常任理事会（第27条－第29条）
 - 第4節 執行部会（第30条－第32条）
- 第4章 会計（第33条－第35条）
- 第5章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、松江市PTA連合会（以下「市P連」という。）と称する。

（目的）

第2条 市P連は、本会に加盟する松江市内の学校単位のPTA（以下「単位PTA」という。）相互の連絡調整並びに学校教育、家庭教育の振興及び単位PTA会員の資質向上に資する事業を行い、本市の児童・生徒の健やかな成長に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 市P連は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 単位PTA相互の情報共有
- (2) 教育上の諸課題への対応
- (3) 単位PTA及び次条第4項に規定するブロックの活動に対する支援
- (4) 講演、講習、視察、研修その他の単位PTA会員の学ぶ機会の提供
- (5) 学校教育環境向上のための関係団体との連携
- (6) 市P連及び単位PTAの活動についての広報
- (7) その他、必要と認められる事業

（組織）

第4条 市P連は、単位PTAをもって組織する。

2 前条の事業を行うために市P連に専門委員会を置き、その名称と担任する事務は別表1のとおりとする。

3 特定の課題の解決、記念大会の開催など特別な事情のあるときは、理事会に諮って特別委員会を設置することができる。

4 第2条に掲げる目的を区域ごとに達成するため、市P連にブロックを置き、その名称及び構成単位PTAは別表2のとおりとする。

（事務所）

第5条 市P連の事務所は、松江市生涯学習課内に置く。

第2章 役員

（役員）

第6条 市P連に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 委員長 第4条第2項の専門委員会及び同条第3項の特別委員会（以下「委員

会」という。)の委員長

(4) 常任理事 各ブロックそれぞれ1名並びに小学校長会会長及び中学校長会会長

(5) 理事 単位PTAと同数

(6) 監査委員 2名

(7) 事務局長 1名

(8) 幹事 若干名

(役員を選任)

第7条 役員は、単位PTAの会員をもってあてる。ただし、事務局長及び幹事については会員以外の者をあてることができる。

2 会長及び副会長並びに監査委員は、別に定める選考委員会で選出し、理事会の承認をもって選任される。

3 専門委員会の委員長の選出は、ブロックごとの輪番制とし、その選出順は別に定める。

4 特別委員会の委員長は、常任理事会で選出し、理事会の承認をもって選任される。

5 ブロックから選出される常任理事は、それぞれのブロックから選任された者をもってあてる。

6 理事は、単位PTAの会長をもってあてる。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、他の役員任期の残存期間と同一とする。

(会長及び副会長)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位に従いその職務を代理する。

3 副会長は、それぞれの委員会を委員長と協力して運営する。

4 前項の担当は会長が指定し、常任理事会の承認を得るものとする。

(委員長)

第10条 委員長は、委員会を統括し、その担任する事務を実施する。

(常任理事)

第11条 常任理事は、会務を協議し、執行する。

(理事)

第12条 理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画する。

(監査委員)

第13条 監査委員は、市P連の会計及び資産の状況を監査し、総会で報告する。

2 監査委員は、市P連の第6条第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号は兼ねることができない。第5号は兼ねることができる。

(事務局)

第14条 市P連の事務局は、会計処理、会議の案内等の実務を行う。

2 事務局に、事務局長を置く。

第3章 会議

第1節 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、役員及び評議員をもって構成する。

(評議員)

第16条 評議員は、単位PTAの次の各号から3名を選出する。

- (1) 副会長
- (2) 教員

(総会の種類)

第17条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎会計年度終了後3月以内に招集する。

3 臨時総会は、会長が必要であると認めた場合に常任理事会の議決を得て招集する。

(招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

(議決事項)

第19条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算の決定
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 会則の制定及び変更(事務所の位置等の軽微な変更を除く。)
- (4) 重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関する事。
- (5) 会費の基準額の改正に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、総会において総会の議決事項として定めた事項

(議長)

第20条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第21条 総会の成立は、役員(第6条第6号、第7号及び第8号を除く。)及び評議員(以下「総会構成員」という。)の定数の3分の2以上を必要とする。

(議決権)

第22条 総会構成員は、1人1票の議決権を有する。

(表決)

第23条 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会構成員の出席が難しい状況である場合は、常任理事会、理事会の承認を経て、総会の議事を書面等にて決することとする。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第24条 理事会は、会長、副会長、委員長、常任理事及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会は総会の議案を審議し、決定するほか、総会の議決事項以外で会長の指定する事項を議決する。

2 理事会の成立並びに議決権及び表決は、総会の規定を準用する。

第3節 常任理事会

(常任理事会の構成)

第27条 常任理事会は、会長、副会長、委員長及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の招集)

第28条 常任理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(常任理事会の議決事項)

第29条 常任理事会は理事会の審議事項を決定するほか、臨時総会の議決事項を審

議し、決定する。

2 常任理事会の成立並びに議決権及び表決は、総会の規定を準用する。

第4節 執行部会

(執行部会の構成)

第30条 執行部会は、会長、副会長及び委員長をもって構成する。

(執行部会の招集)

第31条 執行部会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(執行部会の権限)

第32条 執行部会は常任理事会の審議事項を決定する。

2 執行部会の成立並びに議決権及び表決は、総会の規定を準用する。

第4章 会計

(会計年度)

第33条 市P連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(暫定執行)

第34条 会長は、毎年4月1日から総会において予算の議決を受けるまでの間は、執行部会の承認を得て、前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。

(運営費)

第35条 市P連の運営費は、別に定める会費、その他の収入並びに助成金及び寄付金をもってあてる。

第5章 雑則

(顧問および参与)

第36条 本会に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により決し、会長が委嘱する。

3 顧問は、市P連の重要な事項について会長の諮問に応じる。

4 参与は、市P連の活動への役員以外の積極的な協力者へ委嘱する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

この会則は、令和5年5月27日から施行する。

この会則は、令和6年5月25日から施行する。